

第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市における公共施設等の現状や課題に対応し、将来の人口減少を見越した長期的な視点で、持続可能な財政運営を図りながら公共施設等を管理していく必要があります。2018年（平成30年）の国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」による推計では、2040年（令和22年）で本市の人口はおよそ26.0%減少すると推計されています。この減少率を考慮すれば、市民一人当たりの負担を増加させないためには、公共施設等についても同様に2040年（令和22年）までに26.0%削減することで釣り合いが取れることとなります。しかしながら、公共施設等については各地区に設置している集会施設等のように、単純に削減することが難しい施設も多くあるため、今後の全体的なまちづくりの中で、利活用の状況や老朽化の状況を考慮しながら検討しなければなりません。

また、公共施設等には道路や橋りょう、上下水道等のインフラ資産も含まれており、削減できない施設も含まれております。

公共施設等総合管理計画は、単に公共施設等を削減するために投資を抑制する計画ではなく、厳しい財政状況の中でも長期的な視点を持って公共施設等の老朽化対策を進めるために、今後の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することを目的とした計画であります。

新たな施設整備や更新については、必要な公共施設等に限り、行うこととし、その際は、施設の複合化、集約化、民間活力の活用等、効果的・効率的な方法を検討し、あわせて、バリアフリー化や環境への配慮等、時代の要求に対応した取組を推進していきます。

また、ファシリティマネジメント※8の考え方に基づいて、市が所有する全ての財産を経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化、既存施設や土地等の効率的な活用による維持管理経費の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保等、公共施設等の総合的な利活用を推進し、財政負担の軽減を図りながら市民が必要とする行政サービスの維持向上を目指します。

2. 公共施設等の管理への取組方針

公共施設等の管理に関して、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）を基本として以下のように推進します。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は利用状況や環境及び経年劣化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。公共施設等の安全性や快適性を確保しつつ、効果的な維持管理や更新を実施していくためには、不具合が発生した都度修繕を行う「事後保全」から、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせることを目的に計画的な補修を実施する「予防保全」への転換を目指すことで既存公共施設を良好な状態に保ちます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に関しては、対応時期が重複することで、年度ごとに係る予算も積み上がることから、点検・診断等を踏まえた優先順位を検討し、事業の前倒しや先送りにより、年度ごとの予算を平準化します。

なお、実施にあたっては、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討し、イニシャルコストやランニングコストを総合的に検証したうえで進めることとします。

また、施設の総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については、取り壊しを検討します。施設の取り壊しについても、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の平準化を図ることとします。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等の日常点検、定期点検・診断等を通じて劣化状況を把握するとともに、災害発生時の機能保持のため、安全性の確保に努めます。劣化等による事故の危険性が高い箇所については、速やかに対処することとします。施設の安全性の確保に加え、利用者の安全性の確保として、バリアフリー対策等も推進していきます。

(4) 耐震化の実施方針

本市における公共建築物の多くは、災害が発生した際に地域住民の避難場所として活用され、情報収集や災害対策を行う拠点ともなることから、日常の安全性の確保に加え、災害時においても十分に施設の機能を発揮できるよう、耐震化を推進していきます。

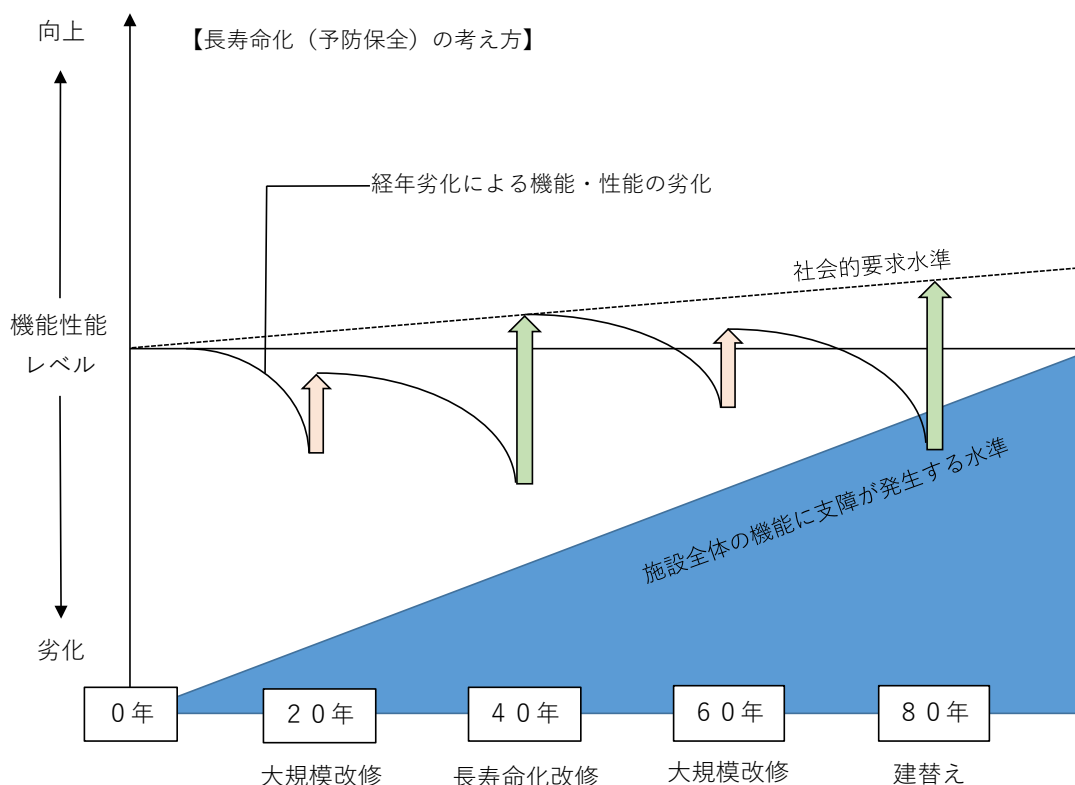
今後は耐震化が必要となる公共施設だけでなく、道路、橋りょう、上下水道等のインフラについても検討を進め、必要な整備と適正な管理に努めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

今後も継続的な運用（利用）を実施する必要がある施設については、定期点検や修繕による予防保全型の維持管理を実施するとともに、計画的な機能改善により施設の長寿命化を図り、その安全性や機能性を確保するとともに、ライフサイクルコスト※4の縮減に取り組みます。

また、すでに長寿命化計画を策定している個別の施設等については、本計画を基本として継続的に見直しを行い、それぞれの長寿命化計画に基づく維持管理等を実施することとします。

さらに、それ以外の施設等については、必要に応じて本計画を基本とした長寿命化計画等の策定を図っていきます。



(6) 効率的な施設運営

施設運営の見直しにあたっては、周辺自治体との事業連携や業務委託、指定管理制度、PPP※5やPFI※6等の活用など効率的な管理運営手法の導入を検討していきます。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザイン※7のまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザイン※7への対応に努めます。

(8) 統合や廃止の推進方針

公共施設等については、必要なサービスの水準を維持しながら、その総量が本市の規模に見合うものとなるよう適正化を図っていく必要があります。

今後、新たに施設整備や更新を行う際は、必要な公共施設等に限り行うこととし、施設の複合化、集約化等、効果的・効率的な方法を検討していきます。

なお、合併に伴う重複施設や廃止施設で転用や利活用の見込めないものについては、施設を解体してその後の経費削減を図ります。また、施設の廃止や複合化等により空いた土地は活用・処分を進めていきます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設マネジメントを進めていくうえでは、将来にわたる財源の推移や施設全体の状況から総合的に判断したうえで優先順位を付し、長期的な視点で計画的に整備、修繕等を実施していく必要があります。

現在は各施設等を所管する課が優先度を考慮したうえで修繕等の維持管理を行っていますが、本計画の実施にあたっては、各施設等の所管課をはじめ建設部や企画財政部との連携や情報の共有をし、財政計画や公共施設等の状況等を総合的に判断して、計画的に公共施設等の管理を取り組んでいくものとしします。

本計画の推進を全庁的な取組としていくためには、職員一人ひとりが施設をマネジメントするという意識を持って取り組んでいく必要があるため、計画の趣旨を十分に理解し、ファシリティマネジメント※8の視点に立った施設管理となるよう研修等を通じて職員の啓発に努め、コスト意識の向上に努めていくものとしします。

3. フォローアップの実施方針

本計画は、公共施設が健全な状態で持続できるようになってはじめて目的が達成されたといえます。計画の推進にあたっては、PDCAサイクル等の考え方を活用して、見直し・改善を進めていくことが求められています。今後の財政状況や市民ニーズの変化等を把握し、必要に応じて適宜計画の内容や対象施設等について見直しを行うこととします。

4. 個別施設計画の策定

公共施設等は、学校施設や公営住宅、道路や橋りょう等、様々な施設分野によって成り立っていますが、施設分野によってその機能や維持管理手法、取組状況等は異なり、それぞれに特徴を有しているため、本計画に定めた基本方針の実行にあたっては、2019年（平成31年）3月に個別施設計画を策定しており、それぞれの施設分野の特性に応じ、計画的かつ戦略的に維持管理を実施していきます。また、既に長寿命化計画を策定しているものについては、当該計画をもって個別施設計画の策定に替えますが、本計画の趣旨を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行います。

5. 財源確保の取組

施設の再配置や機能の向上にあたっては、国・道からの支援措置や補助制度等を検討するとともに、交付税措置のある起債の活用を優先するなど全庁的に情報を共有しながら有効活用を図っていきます。

また、中・長期的な財政状況を見据え、今後の公共施設等の修繕や改修に備えるため、設置した公共施設修繕等基金を活用するなど、財政負担の平準化を図ることを検討します。

図表 13 公共施設（建築物）とインフラ資産（道路・橋りょう）
における更新費用の推計

	過去5年間の実績	今後の推計		倍率 B/A
	単年平均A	40年間累計	単年平均B	
公共施設	20.6億円	554.5億円	13.9億円	0.67
道路	4.0億円	472.1億円	11.8億円	2.95
橋りょう	2.3億円	96.3億円	2.4億円	1.04
計	26.9億円	1,122.9億円	28.1億円	1.04

2019年度（平成31年度）から2058年度（令和40年度）までの40年間で必要な改修費用は、総額で1,122.9億円、年平均にすると1年あたり28.1億円となります。

下記的前提条件のもと、事業を実施する場合、国庫補助額が約7億円、起債の発行額が約10.5億円となり、必要な一般財源は約10.5億円となります。

また、平成30年度末の一般会計における財政調整基金や公共施設修繕等基金の残高は約34億円となっており、すべて充当しても約4年間で底をつくこととなります。

さらに、起債における交付税措置のない部分も考慮すると、さらに財源が不足することとなります。

《前提条件》

- ・2014年度（平成26年度）～2018年度（平成30年度）までの過去5年間の実績から、割合を算出し試算します。

単独事業と補助事業の割合（平均）1：1

補助事業における補助率（平均）1/2とし、残りの事業費における起債の平均充当率70%（平均的な交付税措置率50%）

単独事業における起債の平均充当率40%（平均的な交付税措置率70%）

6. その他に関する事項

本市が構成団体となっている一部事務組合がありますが、それぞれが保有する公共施設等や財政状況等について、情報収集を行い今後構成団体との連携を検討します。